

保存期間：10年

資料	1-1
----	-----

各分科会の活動状況及び国税審議会令の改正

1. 各分科会の活動状況

平成18年2月9日に開催された国税審議会以降、各分科会の活動状況は、以下のとおりである。

	回次	日時	議題
税 理 士 分 科 会	第21回	平成18年3月3日 10時30分～11時35分	1 税理士懲戒処分事案の審議について
	第22回	平成18年6月2日 14時～16時50分	1 平成18年度（第56回）税理士試験の試験問題の審議等 2 受験資格の認定の申請 3 試験免除の申請
	第23回	平成18年6月21日 10時～11時55分	1 税理士懲戒処分事案の審議について
	第24回	平成18年12月5日 10時～11時32分	1 平成18年度（第56回）税理士試験の結果等について (1) 平成18年度（第56回）の試験結果 (2) 試験免除の申請 2 平成17年度指定研修の実施結果について (1) 本科、専科及び通信研修会計学の実施結果（税務大学校） (2) 税務専門課程税務会計特別コースの実施結果（自治大学校） 3 平成19年度（第57回）税理士試験について (1) 試験委員の推薦 (2) スケジュール

(注) 国税審査分科会及び酒類分科会については、平成18年2月9日に開催された国税審議会以降、開催はない。

2. 国税審議会令の改正について

国税審議会令新旧対照表

改正後	改正前												
<p>(所掌事務)</p> <p>第一条 国税審議会(以下「審議会」という。)は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号) <u>第十六条第五項及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号) 第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号) 第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</u></p> <p>(分科会)</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">酒類分科会</td> <td> 一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律 <u>第十六条第五項及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法</u> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	所掌事務	(略)		酒類分科会	一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律 <u>第十六条第五項及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法</u>	<p>(所掌事務)</p> <p>第一条 国税審議会(以下「審議会」という。)は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号) <u>第十二条第五項及び資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号) 第二十五条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する</u></p> <p>(分科会)</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">酒類分科会</td> <td> 一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律 <u>第十二条第五項及び資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	所掌事務	(略)		酒類分科会	一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律 <u>第十二条第五項及び資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</u>
名称	所掌事務												
(略)													
酒類分科会	一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律 <u>第十六条第五項及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法</u>												
名称	所掌事務												
(略)													
酒類分科会	一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律 <u>第十二条第五項及び資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</u>												

律第七条の七第三項の
規定に基づき審議会の
権限に属させられた事
項を処理すること。

2～7 (略)

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2・3 (略)

4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に関する事項についての審議に参加することができない。

5 (略)

2～7 (略)

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2・3 (略)

4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律第十二条第五項及び資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に関する事項についての審議に参加することができない。

5 (略)

(注) 1 「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第44号)」(平成18年3月17日公布・平成18年4月1日施行)及び「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第365号)」(平成18年11月27日公布・平成19年4月1日施行)により一部改正されたものである。

2 下線部分は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令」によるものである。

3 二重下線分は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令」によるものである。

関連法令

○ エネルギーの使用の合理化に関する法律

(勧告及び命令)

第六十四条 主務大臣は、特定荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が第五十九条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定荷主に対し、その判断の根拠を示して、当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定荷主がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定荷主が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該特定荷主に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

(勧告及び命令)

第七条の七 主務大臣は、容器包装多量利用事業者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況が第七条の四第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該容器包装多量利用事業者に対し、その判断の根拠を示して、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた容器包装多量利用事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた容器包装多量利用事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を著しく害すると認めるときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴いて、当該容器包装多量利用事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。